

# 北海道建設部土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

「北海道建設部土木工事共通仕様書（令和2年10月版）」を一部改定し、令和3年(2021年)3月1日以後に入札する工事から適用する。

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 北海道建設部土木工事共通仕様書 新旧対照表

| (新) 令和3年3月版  | (旧) 令和2年10月版  | 頁 新(旧)             |
|--|---|--------------------|
| <b>I 土木工事共通仕様書 (本文)</b>  |   |                    |
| <b>第1編 共通編<br/>第1章 総則</b>  | <b>第1編 共通編<br/>第1章 総則</b>   |                    |
| <p><b>第1節 総則</b><br/><b>1-1-1-47 社内検査</b></p> <p>1. 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所、表1-1に示す段階確認一覧表の内容について自主的に社内検査を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、施工計画書に社内検査員の氏名、身分(役職)、資格、経歴及び検査箇所、検査数量等を記載するとともに、資格証書の写しを添付し、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、<u>特例監理技術者</u>、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額)(以下「下請負代金額」という。)が4,000万円未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が4,000万円以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。</p> <p>なお、同等の能力と経験を有する者とは、公共工事の発注者としての実務経験(発注機関での在籍期間)が20年以上で、その内、指導・監督的な立場(係長級以上)で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験(監督、検査等業務の経験)を有している者とする。</p> <p>(3) 社内検査員は、受注者の社内の者を原則とするが、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得た上で、社外の者とする事ができる。</p> <p>4. 社内検査員は、原則として工事完成検査に立会するものとする。</p> <p>5. 社内検査結果は、別に定める「請負工事社内検査実施結果報告書」にとりまとめ、検査状況写真を添付の上、検査の都度、工事監督員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> | <p><b>1-1-1-47 社内検査</b></p> <p>1. 受注者は、工事の完成時、主要な施工の段階の区切り、さらには工事の重要な部分で工事完成後に手直し又は検査が困難となる箇所、表1-1に示す段階確認一覧表の内容について自主的に社内検査を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、施工計画書に社内検査員の氏名、身分(役職)、資格、経歴及び検査箇所、検査数量等を記載するとともに、資格証書の写しを添付し、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額)(以下「下請負代金額」という。)が3,000万円未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が3,000万円以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。</p> <p>なお、同等の能力と経験を有する者とは、公共工事の発注者としての実務経験(発注機関での在籍期間)が20年以上で、その内、指導・監督的な立場(係長級以上)で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験(監督、検査等業務の経験)を有している者とする。</p> <p>(3) 社内検査員は、受注者の社内の者を原則とするが、これによりがたい場合は工事監督員の承諾を得た上で、社外の者とする事ができる。</p> <p>4. 社内検査員は、原則として工事完成検査に立会するものとする。</p> <p>5. 社内検査結果は、別に定める「請負工事社内検査実施結果報告書」にとりまとめ、検査状況写真を添付の上、検査の都度、工事監督員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> | <p>I - 40 (40)</p> |